

## 経営革新計画の申請手続き・承認基準等について

### (1) 手続きの流れ

経営革新計画の承認を受けるまでの手続きは以下のとおりです。

①県担当課等（地域産業支援課、富山県中小企業支援センター）へ問い合わせ  
対象者の要件、計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等についてご相談ください。

任意グループなどで、計画を策定する場合は、県でなく、国の地方機関等が窓口となる場合があります。



#### ②必要書類の作成・準備

計画承認申請書は、県のウェブサイトの経営革新計画のページからダウンロードしてください。

申請書の書き方については、県中小企業支援センター、商工団体などの支援機関及び県の担当課等でアドバイスしています。



#### ③申請書の提出＜随時受付＞

県の担当課（地域産業支援課）に持参してください。提出時に事業内容をヒアリングさせていただきますので、事前にお電話でご予約のうえお越しくください。

この法律による債務保証、融資などの支援措置を希望する場合は、計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。



#### ④事前調査の実施＜申請月の翌月＞

中小企業診断士（県から委託）が申請企業に出向き、申請内容についてヒアリング調査を実施します。



#### ⑤県知事の承認＜申請月の翌々月＞

県による審査（次頁参照）を経て計画が承認されると、県知事による承認通知が交付されます。



#### ⑥支援策の実施

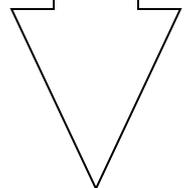
希望する支援措置は、支援策の実施機関の審査後に行われます。



#### ⑦計画進捗状況調査

計画開始後 1 年経過時及び計画終了後、フォローアップのためにアンケート調査などが行われます。

概ね二か月



## (2) 審査の流れ及びポイント

経営革新計画承認検討会を概ね月に1回程度開催し、検討会での検討内容を参考に、審査を行います。

### 検討会の流れ

①申請者によるプレゼンテーション（10分程度）



②検討委員との質疑応答（10分程度）



③診断士による調査報告（15分程度）

### 承認基準

#### ○新規性

新事業活動（多様な取組を含む）によって、当該企業の経営の向上に大きく資するもの。個々の特定事業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合でも可。ただし、同業種の中小企業において相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

#### ○実施計画の妥当性

経営革新計画の実施項目及び実施時期等が、具体的かつ実現が見込まれるものであり、経営革新に関する事業を確実に遂行するにあたり、適切なものであること。

#### ○経営目標達成の見通し

経営の向上の程度を示す指標が、次のいずれも満たすこと。

- ①付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額について、事業期間が5年の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が15%以上であること。（事業期間が3年の場合は9%以上の目標、4年の場合は12%以上の目標を立てていること。）
- ②給与支給総額について、事業期間が5年の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が7.5%以上であること。（事業期間が3年の場合は4.5%以上の目標、4年の場合は6%以上の目標を立てていること。）

#### ○資金の額及び調達方法

経営革新計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、当該経営革新計画を確実に遂行するため適切なものであること。

#### ○その他

承認要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、承認しません。

※1 公序良俗に反する又はそのおそれがあることが明らかな場合

※2 関係法令違反又はそのおそれがあることが明らかな場合

### (3) 申請者の要件

経営革新計画の申請ができるのは、次の要件を満たす特定事業者及び組合等です。

① 特定事業者として、この法律の対象となる会社及び個人の基準は以下のとおり  
(資本金の基準はありません。)

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

② 申請対象者となる組合及び連合会は以下のとおり

組合及び連合会	特定事業者となる要件
企業組合、協業組合	特になし
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であること

(注) 一般社団法人は、直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であれば組合等として対象となります。また、一般財団法人については申請対象外です。

### (4) 申請先

経営革新計画の申請先は、以下の2つの場合によって異なります。

① 個別特定事業者が（単独又は共同で）行う場合

申請者	本社所在地	事業場所	申請先
1社単独の場合	富山県	富山県内又は県外	富山県 <県承認案件>

複数社共同 (代表1社)	富山県 (代表会社の本社が富山県に存在)	富山県内又は県外	富山県 <県承認案件>
複数社共同 (代表2社)	富山県 (代表2社の本社が全て富山県に存在)	富山県内又は県外	富山県 <県承認案件>
	富山県又はそれ以外 (代表2社の中に県外本社が存在する場合)	富山県内又は県外	代表2社の本社が同一地方局の場合 地方局 <国承認案件> 代表2社の本社が同一地方局を越える場合 本省 <国承認案件>

## ② 組合等による申請の場合

申請者	事務所(本部)	事業場所	申請先
1 組合等単独の場合	富山県	富山県内	富山県 <県承認案件>
		富山県及び県外 (活動領域が、同一の地方局の場合)	地方局 <国承認案件>
		全 国	本省 <国承認案件>
複数組合等その他共同の場合 (代表1名)	富山県 (代表組合等の事務所(本部)が富山県に存在)	代表組合等が富山県内で活動	富山県 <県承認案件>
		代表組合等が富山県及び他県で活動(同一地方局管内)	地方局 <国承認案件>
		代表組合等が富山県及び他県で活動(地方局を越える)	本省 <国承認案件>

## (5) 申請に必要な書類

申請される場合、必要な書類は以下のとおりです。

- 経営革新計画に係る承認申請書2部  
(様式第13、様式第13の付表、別表1～6)
- 決算諸表(直近2期分) <個人事業主については、所得税申告決算書>
- 定款の写し <個人事業主を除く>
- 商業登記簿謄本(正本) <個人事業主を除く>  
※発行から3ヶ月以内のもの
- 会社概要(パンフレット等)